

1 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例（案）について

1 基準を定める条例（案）の名称

「白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」

2 趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、児童福祉法第34条の16第2項の規定が新設されたことに伴い、市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例でその基準を定めることになりました。

市町村が条例を定めるにあたっては、家庭的保育事業等に従事する者及びその数は、厚生労働省令で定める基準（以下「国の基準」という。）に従い、また、その他の事項については、国の基準を参照し、地域の実情に応じて定めることとなります。

本市の条例（案）は、国の基準と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定します。

3 担当課等

白井市健康福祉部 児童家庭課 保育班